

平成23年第5回西会津町議会臨時会会議録

第1. 招 集

1. 日 時 平成23年7月7日
2. 場 所 西会津町役場

第2. 開会、閉会及び会期

1. 開 会 平成23年7月7日
2. 閉 会 平成23年7月7日
3. 会 期 1日間

第3. 議員の応招・不応招

1. 応招議員

| | | | | | |
|----|---------|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 三 留 正 義 | 6番 | 鈴 木 満 子 | 11番 | 五十嵐 忠比古 |
| 2番 | 長谷川 義 雄 | 7番 | 多 賀 剛 | 12番 | 武 藤 道 廣 |
| 3番 | 渡 部 憲 | 8番 | 青 木 照 夫 | 13番 | 長谷沼 清 吉 |
| 4番 | 伊 藤 一 男 | 9番 | 荒 海 清 隆 | 14番 | 長谷川 徳 喜 |
| 5番 | 猪 俣 常 三 | 10番 | 清 野 佐 一 | | |

2. 不応招議員

なし

平成23年第5回西会津町議会臨時会会議録

平成23年7月7日(木)

開 会 10時34分

出席議員

| | | | | | |
|----|---------|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 三 留 正 義 | 6番 | 鈴 木 満 子 | 11番 | 五十嵐 忠比古 |
| 2番 | 長谷川 義 雄 | 7番 | 多 賀 剛 | 12番 | 武 藤 道 廣 |
| 3番 | 渡 部 憲 | 8番 | 青 木 照 夫 | 13番 | 長谷沼 清 吉 |
| 4番 | 伊 藤 一 男 | 9番 | 荒 海 清 隆 | 14番 | 長谷川 徳 喜 |
| 5番 | 猪 俣 常 三 | 10番 | 清 野 佐 一 | | |

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

| | | | |
|---------|---------|------------|---------|
| 町 長 | 伊 藤 勝 | 建設水道課長 | 酒 井 誠 明 |
| 副 町 長 | 和 田 正 孝 | 会計管理者兼出納室長 | 田 崎 宗 作 |
| 総 務 課 長 | 伊 藤 要一郎 | 教育委員長 | 伊 藤 てる子 |
| 企画情報課長 | 杉 原 徳 夫 | 教 育 長 | 佐 藤 晃 |
| 町民税務課長 | 成 田 信 幸 | 教 育 課 長 | 大 竹 享 |
| 健康福祉課長 | 高 橋 謙 一 | 代表監査委員 | 新井田 大 |
| 商工観光課長 | 新 田 新 也 | 農業委員会長 | 齋 藤 太喜男 |
| 農林振興課長 | 佐 藤 美恵子 | 農業委員会事務局長 | 佐 藤 美恵子 |

会議に職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|---------|---------|-------|
| 議会事務局長 | 佐 藤 健 一 | 議会事務局主査 | 薄 清 久 |
|--------|---------|---------|-------|

第5回議会臨時会議事日程（第1号）

平成23年7月7日 午前10時開議

（臨時議長の紹介）

（臨時議長あいさつ）

（議員自己紹介）

（議会事務局職員自己紹介）

（町長あいさつ、副町長、各課長、会計管理者自己紹介）

（監査委員自己紹介）

（農業委員会長自己紹介）

開 会

開 議

日程第1 仮議席の決定

日程第2 議長選挙

（議長就任あいさつ）

第5回議会臨時会議事日程（第1号の追加1）

平成23年7月7日 午前11時開議

- 日程第1 議席の指定
日程第2 会議録署名議員の指名
日程第3 会期の決定
日程第4 副議長選挙
（副議長就任あいさつ）
日程第5 常任委員会委員の選任
（委員長、副委員長の選任）
日程第6 議会運営委員会委員の選任
（委員長、副委員長の選任）
日程第7 議案第1号 議会広報特別委員会の設置について
日程第8 議会広報特別委員会委員の選任
（委員長、副委員長の選任）
日程第9 喜多方地方広域市町村圏組合議会議員の選挙
日程第10 付議事件名報告
日程第11 提案理由の説明
日程第12 議案第1号 平成23年度西会津町一般会計補正予算（第4次）
日程第13 議案第2号 西会津町ケーブルテレビ高度化第2期整備工事請負契約の変
更契約について
日程第14 議案第3号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
日程第15 常任委員会の所管事務調査（管内）実施申出について
日程第16 議会運営委員会の継続審査申出について
日程第17 議会広報特別委員会の継続審査申出について

閉 会

（全員協議会）

（各常任委員会会場）

○総務常任委員会……〔議員控室〕（第1会議室）

○経済常任委員会……〔委員会室〕

- 議会事務局長　おはようございます。議会事務局長の佐藤でございます。
本臨時会は、一般選挙後初めての議会であります。
議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 107 条の規定によって、出席議員の中で年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。
臨時議長に就任されます年長の長谷川徳喜議員をご紹介申し上げます。
- 臨時議長　みなさんおはようございます。
ただいま紹介されました長谷川徳喜です。
地方自治法第 107 条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく
お願い申し上げます。
お諮りいたします。
お互いすでにご存知のことと思いますが、初議会でありますので、住所、氏名程度の
簡単な自己紹介と町長のあいさつをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
- 臨時議長　異議なしと認めます。
はじめに議会議員の方々から自己紹介をはじめます。まず、臨時議長であります私より
申し上げます。
先ほど申し上げました長谷川徳喜と申します。尾野本の出身でございます。よろしく
お願いいたします。
続きまして、議員の方より今お座りの一番の席から順に自席で起立のうえ、自己紹介
をお願いします。議会議員、一番席より自己紹介。
- 清野佐一　おはようございます。清野佐一です。4 期目です。出身は登世島下小島です。
よろしくお願いいたします。
- 武藤道廣　おはようございます。武藤道廣です。奥川新町の出身です。よろしくお願
いします。
- 臨時議長　3 番。
- 三留正義　3 番、三留正義です。出身は 6 町内です。みなさんよろしくお願
いいたしま
す。
- 臨時議長　続きまして、4 番。
- 多賀剛　おはようございます。多賀剛でございます。出身は野沢上原、10 町内です。2
期目になります。よろしくお願
い申し上げます。
- 臨時議長　5 番。
- 荒海清隆　おはようございます。荒海清隆でございます。3 期目でございます。よろ
しくお願
い申し上げます。
- 臨時議長　6 番。7 番か。
- 猪俣常三　猪俣常三と申します。出身地は西会津町奥川道目でございます。よろしくお
願
いを申し上げます。
- 臨時議長　続きまして、8 番。
- 長谷川義雄　おはようございます。8 番、長谷川義雄です。出身は尾野本森野です。町
民と町政のため尽くしたいと思
います。よろしくお願
いします。

- 臨時議長 次。
- 長谷沼清吉 長谷沼清吉です。新郷小清水の出身です。よろしくお願いを申し上げます。
- 臨時議長 はい、10番。
- 五十嵐忠比古 おはようございます。五十嵐忠比古でございます。出身は新郷の滝坂であります。4期目であります。よろしくお願いたします。
- 臨時議長 11番。
- 渡部憲 渡部憲です。野沢4町内の出身です。よろしくお願いたします。
- 臨時議長 続いて、12番。
- 青木照夫 青木照夫でございます。おはようございます。心新たにまた一生懸命がんばります。よろしくお願いたします。
- 臨時議長 13番。
- 鈴木満子 鈴木です。返り咲き議員でございます。よろしく、奥川山浦ですので、よろしくお願いたします。
- 臨時議長 14番。
- 伊藤一男 おはようございます。群岡下野尻出身の伊藤一男でございます。町進展のために一生懸命がんばっていきたくと思いますので、よろしくお願したいと思います。
- 臨時議長 議員が終わりましたので、次に議会事務局職員自己紹介を自席でお願いたします。
- 議会事務局 議会事務局長の佐藤健一です。出身は新郷の橋立であります。どうぞよろしくお願いを申し上げます。
- 薄清久 議会事務局主査の薄清久です。出身は新郷の新村です。よろしくお願いたします。
- 増子恵子 議会事務局主査の増子恵子です。よろしくお願いたします。
- 臨時議長 次に町長のあいさつ、副町長、各課長及び会計管理者兼出納室長。続いて教育委員長、教育長、教育課長、監査委員、農業委員会長の順序で自己紹介をお願いします。
- それでは町長、登壇のうえ、あいさつをお願いします。
- 町長 おはようございます。私のほうから自己紹介をさせていただきます。町長の伊藤勝でございます。今度の8月5日で丸2年を経過をいたしますが、まだまだ未熟な者でございます。今後とも議員各位のご指導、ご協力のほどよろしくお願いを申し上げます。
- 本日ここに町議会臨時会が開催されるにあたり、一言ごあいさつを申し上げます。
- このたびの町議会議員一般選挙におきまして、町民の厳粛な審判のもと、皆さまは見事当選の榮に浴され、町民の代表として今後の町政に参画されることになりました。
- ここに当選されました議員各位に心からお祝いを申し上げる次第であります。
- 3月11日、千年に一度ともいわれる未曾有の東日本大震災が発生し、すでに百日余が経過しました。本県では、地震、津波による甚大な被害に加え、東京電力福島第一原子力発電所において爆発事故が発生し、原発周辺の住民など、未だ約八万人が避難生活を余儀なくされております。
- 本町においては、地震による直接的な被害はなかったものの、放射性物質飛散による農作物の出荷制限や風評被害を受けており、県内の経済は極めて大きな損失を受けてい

るところであります。

今後、放射線への対応として、モニタリング検査をはじめ、各産業における風評被害対策、電量不足対策などに会津地域、福島県が一丸となって全力で取り組んでいかなければならないと考えております。議員各位におかれましても、一層のご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

さて、私は、就任以来、「町民の皆さんとの対話」「地域経済の均衡あるまちづくり」「みんなの声を聞く町政」を政治の基本に据え、町民のみなさんが夢と希望を持って、そして安心して暮すことができる、住んでよかったと思える明るく元気なまちづくりに向けて町政を運営してまいりました。この間、町民のみなさん、議員各位のご理解とご協力を賜り、新しい総合計画の策定をはじめ、小学校統合の推進、ケーブルテレビ高度化事業、道路網、道路交通網、下水道整備事業など町政の着実な進展を見ているところでもあります。

しかしながら、このたびの大震災、原発事故、風評被害等により、本町におきましても大きな影響を受けており、「みんなの声が響くまち にしあいづ」を基本理念とする総合計画のもと、町民のみなさんの目線で震災関連の被害対策を含め、各種の施策をしっかりと実施していかなければならないと考えております。

本年度の町政執行の基本方針につきましては、広報やケーブルテレビ等により、町民のみなさんにお伝えしてきたところではありますが、その中でも重点目標であります「地域経済の活性化」「人材の育成・教育の振興」「健康づくりと安全・安心」の3点についてご説明を申し上げ、議員各位のご理解を賜りたいと思っております。

まず一つ目の「地域経済の活性化」であります。活力ある元気なまちづくりに向けて、地域経済活性化のための産業振興は、まずもって取り組まなければならない課題であります。農林業の振興では、大幅な米価の低下など農業経営が年々厳しさを増す中、特に認定農業者の育成と新規就労者の確保、就農営農組織の支援などによる担い手の育成を図ってまいります。

また、耐雪型パイプハウスリース事業による園芸作物や菌床シイタケ等の特産物の施設整備支援、これにより生産される農林生産物の産地化、ブランド化の推進と加工品開発、6次化、6次産業化への取組みなどを通じ、農林業経営の改善を図ってまいります。

本年度は、新たに町独自の取組みとして、新規就農者斡旋安心サポート事業を実施することといたしました。この事業は、町外からの移住就農や町内非農家からの就農初期の基礎づくりのための営農研修費などを支援するものであります。県の支援制度と連携して、農林業になう人材を確保してまいりたいと考えております。

パイプハウスの導入につきましては、園芸作物については9棟、菌床栽培用につきましては昨年度からの繰越事業分を含め、5棟の整備を計画しているところであります。生産性と農業所得の向上により、町農業の活性化を図ってまいります。

また、農林産物のブランド化や加工等による高付加価値農業の推進についてであります。健康な土づくりによるミネラル栽培野菜などは、西会津町のブランドとして定着しつつあり、本町にはこの他にも地場のさまざまな農産物があります。これらの特産化

を推進するため、昨年度から加工研修会を開催しておりますが、本年度はその内容の充実と加工品開発に取り組む町民支援を積極的に実施してまいります。具体的には、総務省の過疎地域等自立活性化交付金事業を活用し、加工技術を高めるための研修会をはじめ、加工品の市場調査、さらに加工を実施するための一部機材の購入などを進める計画であります。農林産物の加工を本町の新たな産業に育て上げる足がかりにしてまいりたいと考えております。

商工業の振興につきましては、引き続き商店を含めた企業等への支援策として、中小企業振興資金融資制度貸付事業ならびに中小企業融資制度資金利子補給補助事業を実施し、町内企業の経営安定化に向けた支援を行ってまいります。

また、一昨年実施した町内主要企業 16 社の企業訪問での意見や要望等を踏まえ、本年度新たに企業が行う研修費用や資格取得費用などを助成する西会津町企業支援補助金を創設したところであり、本補助金制度による更なる企業支援を図ってまいる考えであります。

次に、観光の振興と地域資源の活用についてであります。現在町では、交流人口の増加による地域の活性化を最重要施策の一つに位置づけているところであります。本年度も引き続きアドバイザーの清水慎一氏から指導を受け、観光振興の推進を図ってまいる考えであります。また、清水氏から指導により設置をいたしました若者まちづくりプロジェクト会議は、町内の若者約 50 名が6つのグループに分かれ、特産品開発をはじめ、遊休施設の利活用などについて、現在活発に活動を行っておりますが、地域活性化さらには人材育成の観点からも推進してまいります。

さらにグリーンツーリズムの推進についてであります。西会津元気グリーンツーリズム協議会では、昨年度グリーンツーリズムの本格実施に向けた体験プログラムの構築や農家民泊の推進、さらにはモニターツアーの実施などの取組みが行われました。本年度は、実際に県内外の小学生の本格的な受け入れを目指した取組みを強化していくことから、町といたしましては、積極的にこれらを支援してまいる考えであります。

次に、活力ある地域づくり支援についてであります。本町が活性化していくためには、町内の個々の集落や団体等が活性化していくことが必要不可欠であると認識しております。このようなことから、平成3年度から平成15年度までの間実施してまいりました「西会津町一地域一ふるさと興し推進事業」を見直して、新たに「西会津町活力ある地域づくり支援事業補助金」を創設いたしました。本補助制度により、地域活性化に取り組む団体等を積極的に支援してまいります。

次に、生活環境づくり支援事業についてであります。本事業は住宅環境の整備と地域経済の活性化を目的とする、本年3月に事業説明会を開催し、4月には補助申請の受付を行ったところであります。この結果、430件の申請があり、全体工事費では2億8,000万円を超え、補助金額で5,600万円あまりとなりました。現在は、工事完了報告書が提出された方々への商品券の交付を含めた補助金支出の手続きを行っているところであります。この生活環境づくり支援事業の実施によって、町内の住宅関連事業を掘り起こすとともに、商品券が流通することで、地元商店の売り上げにつながり、地域経済に一層の活性化が図られるものと期待しているところであります。なお、400万円弱の残予

算があることから、現在二次募集を行っているところであります。

次に、雇用対策であります。未だ回復基調が見えない経済情勢で、加えてこのたびの大震災の影響により、雇用を取り巻く環境は依然として厳しい状況下にあります。町といたしましては、引き続きふるさと雇用再生特別基金事業及び緊急雇用創出基金事業を最大限に活用するとともに、昨年開設した無料職業紹介所の業務の充実を図り、雇用の確保に取り組んでまいります。

次に、二つ目の「人材の育成・教育の振興」についてであります。来年4月の統合西会津小学校の開校を控え、本年度はその準備期間となることから、校歌や校章の制定をはじめ、暫定的に統合小学校となる野沢小学校の施設整備、スクールバスの運行見直しなど未来を担う健やかで心豊かな人づくりに向けた教育環境の整備に万全を期してまいります。

また、創意と工夫による特色ある教育活動を推進し、児童生徒が確かな学力を身につけるとともに、心豊かな心と健やかな体を育み、知・徳・体のバランスの取れた子どもを育ててまいります。

さらに、子どもが将来、社会の一員として自活していくために必要な力である、自ら考え行動し、問題を解決する開拓者精神と自立心を養うアントレプレナーシップ教育を引き続き推進してまいります。

語学教育につきましては、外国語指導助手及び国際交流員を配置し、中学生をはじめ小学生や保育所児童、さらに町民のみなさんへの英語指導等により、語学教育の充実と国際理解の推進に努めてまいります。

また、障害のある児童生徒がその可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加するための必要な力を培うため、学習支援員を引き続き町単独で配置し、障害のある児童生徒一人ひとりの指導の充実に努めてまいります。

複式学級緩和対策につきましては、児童に応じた指導の一層の充実を図るため、3つの小学校に町単独の非常勤講師を配置しているところであり、学習指導ならびに生徒指導の向上を図ってまいります。

また、地域のみなさんのご協力をいただき、放課後子どもプラン事業の実施や学校支援地域本部事業により地域全体で子どもたちを育てる体制づくりを進めます。

いわき市豊間小学校、沖縄県大宜味村の児童生徒との交流事業につきましては、児童生徒が異なった地域の気候風土や生活習慣、食文化等を体験することによって、見識を広め心身の健全な育成に資することから、継続して実施してまいる考えであります。なお、本年の、今年の豊間小学校との交流、夏季交流については、震災で甚大な被害を受けたことから中止することといたしました。大宜味村との交流事業については、例年どおり実施する考えであります。

県立西会津高校につきましては、県教育委員会、学校、保護者と連携し、地域に根ざした独立校として存続できるよう支援してまいります。

生涯学習の推進につきましては、町民のみなさんがそれぞれの年代や目的に応じて、学習することができるよう各種講座、教育の開催に努め、また集落での出前講座の開催などにより、学びの環境を充実してまいります。

また一方で、まちづくりは人づくりといわれるように人材、すなわち知恵や創造力の結集、さらに人と人とのネットワークがまちづくりや産業発展の鍵を握っております。このようなことから集落や各種団体等との積極的な関わり合いを持ち、人材を発掘しその方々が能力を発揮できる場を提供し、共にまちづくりを進めてまいります。

次に、三つ目の「健康づくりと安全・安心」についてであります。まず健康づくりの推進では、「健康がいちばん」をキャッチフレーズとして、保健・医療・福祉の連携を図りながら、町民の総合的な健康づくりを進めてまいります。

医療体制の整備では、町国民健康保険診療所の新たな医師の確保をはじめ、事故防止やきめ細かな服薬指導などを効果的に行うため医薬分業を進め、町民のみなさんが安心して受診できる体制整備を図ってまいります。

福祉の充実につきましては、本町では後期高齢者の割合が年々高まっており、また家庭や地域においても介護や支援を必要とする人たちを支える力が低下し、緊急に対応すべき困難ケースの相談も増加しております。このようなことから、支援を必要とする人たちが求めるニーズを的確にとらえ、住み慣れた家庭や地域で安心して生活ができるよう今後さらに在宅福祉サービスなどの充実と相談体制の強化を図ってまいります。また、認知症や一人暮らしの高齢者、障害者などを地域ぐるみで支援するネットワークづくりやサロンづくりを介護予防事業と連携しながら、積極的に支援してまいります。

次に、集落支援員の配置についてであります。この集落支援員制度につきましては、本年度より新たに組み込む制度であり、集落支援員には集落の維持や問題解決のため住民のみなさんとの話し合いや地域づくりの支援をしていただくものであります。6月1日より集落支援員を委嘱し、本年度は奥川地区を中心に実際に集落や世帯に出向いて、状況を把握し、課題の掘り起こしや集落支援のあり方を探っていくこととしております。この結果を踏まえ、各種対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、快適な生活環境づくりでは、西会津町縦貫道路など道路網の整備をはじめ、上下水道の整備、町民バスの運行など、このほかケーブルテレビ高度化事業、携帯電話エリア整備事業などを推進してまいります。町民バスにつきましては、統合西会津小学校へのスクールバス運行に伴い、町民バスの運行体系につきまして全面的な見直しが必要となつてまいりました。見直しにあたっては、高齢者等に優しい運行体系の構築に向け、これまでの運行実績や集落等の状況等に応じた公共交通としてのあり方を総合的に検討し、去る7月1日開催のバス交通体系整備検討会議において、その素案について意見をいただいたところであります。今後、あらためて議員各位にご説明申し上げることとしておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、安心・安全なまちづくりでは、東日本大震災を教訓として危機管理体制を強化し、災害に強いまちづくりを進めてまいります。また消防においては、消防団、女性消防隊との連携による防火思想の普及啓発に努め、消防支援隊員や町民参加による各種防災訓練等を通じ消防・防災力を高めてまいります。

以上、町政の執行に関する対応を申し述べましたが、私はまちづくりの基本理念であります「みんなの声が響くまち にしあいづ」の実現に向けて、実施可能なものから順次、効率的、効果的に各種施策を推進し、町民福祉の向上に全力を傾注してまいります。

であります。議員各位におかれましても、町議会における真剣かつ建設的な議論を通じ、特段のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げる次第であります。

終わりに、議員各位の今後のご活躍とご健勝を心からご祈念申し上げましてあいさつといたします。

- 臨時議長 次、副町長以下、自席でお願いいたします。
- 副町長 副町長、和田正孝でございます。出身は相馬中村で、今は西林に住んでおります。どうぞよろしくをお願いいたします。
- 健康福祉課長 健康福祉課長の高橋謙一でございます。出身は上野尻でございます。よろしくをお願い申し上げます。
- 町民税務課長 町民税務課長の成田信幸です。出身は登世島の下小島でございます。よろしくをお願いいたします。
- 会計管理者 会計管理者兼出納室長の田崎宗作です。出身は尾野本地区小杉山です。よろしくをお願いいたします。
- 総務課長 総務課長の伊藤要一郎でございます。出身は野沢堀越であります。どうかよろしくをお願い申し上げます。
- 企画情報課長 企画情報課長の杉原徳夫と申します。出身は尾野本松尾でございます。よろしくお願ひします。
- 商工観光課長 商工観光課長の新田新也と申します。住所は萱本であります。どうぞよろしくをお願いいたします。
- 農林振興課長 農林振興課長の佐藤美恵子です。出身は尾野本の出ヶ原です。どうぞよろしくをお願いいたします。
- 建設水道課長 建設水道課長の酒井誠明と申します。出身は野沢上原でございます。よろしくをお願いいたします。
- 臨時議長 次、教育委員長。
- 教育委員長 教育委員会委員長の伊藤てる子です。野沢原町に住んでおります。どうぞよろしくをお願いいたします。
- 臨時議長 次、教育長。
- 教育長 教育委員会教育長の佐藤晃と申します。出身は上野尻でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。
- 臨時議長 教育課長。
- 教育課長 教育課長の太竹享でございます。出身は野沢 10 町内です。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 臨時議長 次、監査委員。
- 代表監査委員 監査委員の新井田大でございます。出身は尾野本小杉山でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 臨時議長 次、農業委員会会長。
- 農業委員会会長 農業委員会長の齋藤多喜男であります。出身は登世島上小島です。よろしくお願ひします。
- 臨時議長 以上をもちまして自己紹介を終わりました。

ただ今から平成23年第5回議会臨時会を開会します。

日程第1、仮議席の指定を行います。仮議席は、ただ今の着席の議席とします。

ここで、議会における選挙について申し上げます。議会において行われます選挙につきましては、今回、立候補制をとることとされました。

本日の臨時会において行われます選挙は、議長選挙、副議長選挙、喜多方地方広域市町村圏組合議会議員の選挙及び監査委員の選挙であります。

その方法としましては、それぞれの選挙を行う前に休議の時間を設け、この議場において立候補の意思表示と所信表明を求めることとしますので、ご了承願います。

日程第2、議長選挙を行います。暫時、休議にします。(10時35分)

○臨時議長 再開いたします。(10時41分)

議長選挙に立候補された議員は、武藤道廣君、猪俣常三君の2名であります。

これより投票による選挙を行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○臨時議長 ただいまの議員数は14名であります。

お諮りします。

会議規則だい30条第2項の規定によって、立会人に1番、清野佐一君及び14番、伊藤一男君を指名します。立会人は、代理投票立会人と開票立会人の性質を併せ持っています。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。白票、候補者氏名以外の記載等、被選挙人の確認できないものは無効といたします。

(投票用紙配布)

○臨時議長 投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○臨時議長 投票箱を点検します。

立会人、前に出てください。

(投票箱の点検)

○臨時議長 異常なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

事務局職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長 それでは、お名前を申し上げます。

(点呼、投票)

○臨時議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○臨時議長 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

投票箱を閉鎖いたします。投票箱閉鎖。

開票を行います。1番、先ほどの1番、清野佐一君、14番、伊藤一男君、開票立会人をお願いします。

(開 票)

○臨時議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 14 票、有効投票 14 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち、武藤道廣君 8 票、猪俣常三君 6 票です。

以上のとおりです。この選挙の法定得票数は 4 票です。したがって、武藤道廣君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開放)

○臨時議長 ただいま議長に当選された武藤道廣君が議場におられます。本席から会議規則第 31 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。

ただいま議長に当選された武藤道廣君に、当選のあいさつをお願いします。

武藤道廣君。

○武藤道廣 ただいま議長に選出されました武藤道廣です。議会のしっかりした運営に心がけ、そして議会が町民の皆さんの信頼を得られるよう、全身全霊しっかりとがんばっていきたくと思います。議会がチェックアンドバランス、そして議会の役割をしっかりと果たす、そういった議会を目指したいと思います。そのためには、町民の皆さんに見えるような形の議会・議員活動、そして議会基本条例の制定等に向けた活性化と議会改革に取り組みたいとそう思います。皆さまのご協力を心よりお願い申し上げまして、就任のあいさつとします。よろしくをお願いします。

○臨時議長 武藤道廣議長。議長席にお着き願います。

これをもって臨時議長の職務は全部終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

○議長 議長席に着きました。

暫時、休議にします。(11 時 00 分)

○議長 再開します。(11 時 18 分)

日程第 1、議席の指定を行います。職員に議席を読み上げさせます。局長。

○議会事務局長 読み上げます。議席番号、議員名と読んでまいります。

1 番、三留正義議員。2 番、長谷川義雄議員。3 番、渡部憲議員。4 番、伊藤一男議員。5 番、猪俣常三議員。6 番、鈴木満子議員。7 番、多賀剛議員。8 番、青木照夫議員。9 番、荒海清隆議員。10 番、清野佐一議員。11 番、五十嵐忠比古議員。12 番、武藤道廣議員。13 番、長谷沼清吉議員。14 番、長谷川徳喜議員。以上であります。

○議長 議席は、会議規則第 3 条第 1 項の規定により、お手元に配りました議席表のとおり指定いたします。

日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、1 番、三留正義君、14 番、長谷川徳喜君を指名します。

日程第 3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1 日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間に決定しました。

日程第4、副議長選挙を行います。

暫時、休議にします。(11時20分)

○議長 再開します。(11時26分)

副議長選挙に立候補された議員は、10番、清野佐一君、5番、猪俣常三君の2名です。

これより投票による選挙を行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場封鎖)

○議長 ただいまの議員数は14名であります。

お諮りします。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に1番、三留正義君及び14番、長谷川徳喜君を指名します。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。白票、候補氏名以外の記載等、被選挙人の確認できないものは無効とします。

(投票用紙配布)

○議長 投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○局長 それでは、申し上げます。

(点呼、投票)

○議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

投票箱を閉鎖いたします。

開票を行います。1番、三留正義君及び14番長谷川徳喜君、開票立会人をお願いします。

(開 票)

○議長 選挙の結果を報告します。

投票総数14票、有効投票14票、無効投票0票です。

有効投票のうち、清野佐一君9票、猪俣常三君5票。

以上のとおりです。この選挙の法定得票数は4票です。したがって、清野佐一君が副

議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開放)

○議長 　ただいま副議長に当選された清野佐一君が議場におられます。本席から会議規則第31条第2項の規定によって、当選の告知をします。

　ただいま当選された清野佐一君に、当選のあいさつをお願いします。

　清野佐一君。

○清野佐一 　ただいま皆さまがたより選出いただきました清野佐一でございます。先ほど申し上げましたように、まず議会の基本条例の速やかな制定、また今原発問題等で苦しんでいる人たち、あるいはまた本町のいろいろな産業振興のため、微力ではございますが、一生懸命務めさせていただきます。あわせて、武藤議長のよき女房役として一生懸命務めさせていただきます。皆さまがたのご協力、よろしくをお願いします。

○議長 　以上をもって、副議長選挙は終了しました。

　暫時、休議にします。(11時40分)

○議長 　再開します。(13時00分)

　日程第5、常任委員会委員の選任を行います。

　お諮りします。

　常任委員会委員の選任については、委員会条例第4条規定によってお手元に配りました名簿のとおり選任したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長 　異議ありとのことがありました。

　異議がありますので、起立によって採決します。

　本案は原案のとおり決するに賛成のかたは起立願います。

　起立多数です。したがって、常任委員会委員はお手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

　14番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 　いいですか。そのなんとか条例によって、あなたがたがこれ割り振ったわけなんだろうけども、こう様子を見てると強制的に議長・副議長で割り振ったみたいな結果なんだけれどもその辺はどうなんですか。それはまあ、同数になったから多数になんだろうけども。例えば、行きたい総務とかにお前は多いから行けとかっていうそういうやり方じゃないの。

○議長 　お答えします。これは皆さん議員ご存知のように、希望を取りまして、定数が合わないときは議長・副議長の調整によって決するということは、会議規則ならびにこの前の懇談会において、皆さんの確認済みだと思えます。皆さんの同意を得ていますので、ご理解いただきたいと思えます。

　続いて、常任委員会委員長、副委員長の選任を行います。

　常任委員会委員長、副委員長の選任については、委員会条例第6条第2項の規定によって、委員会において互選することとなっています。

　また、委員長、副委員長ともいないときの互選に関する職務は、委員会条例第7条第

2項の規定によって、年長の委員が行うことになっています。

なお、議会運営委員3名についても、各委員会から選任することとなっていますので、併せて選任方をお願いします。

委員会は、1時間以内で終了するようご協力をお願いします。

互選が終わり次第、その結果を議長へ報告願います。それでは、委員会会場を申し上げます。

総務常任委員会、議員控室、第1会議室。経済常任委員会、議会委員会室であります。

暫時、休議にします。(13時05分)

○議長 再開します。(14時15分)

ただいま、各常任委員会から委員長・副委員長の互選の結果報告がありましたので、申し上げます。

総務常任委員会委員長に長谷川徳貴君。副委員長に青木照夫君。

経済常任委員会委員長に五十嵐忠比古君。副委員長に荒海清隆君。

以上のとおり決定いたしましたので、報告いたします。

日程第6、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第4条第1項の規定によって、長谷川徳喜君、多賀剛君、伊藤一男君、長谷沼清吉君、荒海清隆君、長谷川義雄君、以上の諸君を選任したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員に長谷川徳喜君、多賀剛君、伊藤一男君、長谷沼清吉君、荒海清隆君、長谷川義雄君を選任することに決定しました。

続いて、議会運営委員会委員長・副委員長の選任を行ってください。

暫時、休議にします。(14時16分)

○議長 再開します。(14時35分)

ただいま、議会運営委員会から委員長及び副委員長の互選の結果報告がありましたので申し上げます。

議会運営委員会委員長に長谷沼清吉君、副委員長に長谷川徳喜君、以上のとおり決定いたしましたので報告いたします。

日程第7、議会案第1号、議会広報特別委員会の設置についてを議題とします。本案について、提出者の説明を求めます。

13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 議会案第1号、西会津町議会広報特別委員会の設置について。

上記の提案を下記のとおり西会津町議会委員会条例第3条の規定により提出します。

提出者は長谷沼清吉、長谷川徳喜、荒海清隆、多賀剛、長谷川義雄、伊藤一男の議員であります。

特別委員会の名称、西会津町議会広報特別委員会。

特別委員会の定数5名。

提出の理由であります。議会における審議・活動の状況等を住民に正確に伝えて、議会に対する理解と認識を深め、世論の町政参画の機会を確実にすることは議会の責務といえる。よって、条例に基づいて西会津町議会広報特別委員会を設置し、議会広報の編集、発行にあたるものとする。

以上であります。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、議会案第1号、議会広報特別委員会の設置についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議会案第1号、議会広報特別委員会の設置については、原案のとおり可決されました。

日程第8、議会広報特別委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

議会広報特別委員会委員の選任については、委員会条例第4条第1項の規定によって、鈴木満子君、渡部憲君、三留正義君、猪俣常三君、清野佐一君、以上の諸君を議会広報特別委員会委員に選任したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、以上の諸君を議会広報特別委員会委員に選任することに決定しました。

続いて、議会広報特別委員会委員長及び副委員長の選任を行ってください。

暫時、休議にします。（14時39分）

○議長　再開します。（14時51分）

ただいま、議会広報特別委員会から委員長及び副委員長の互選の結果報告がありましたので申し上げます。

議会広報特別委員会委員長に鈴木満子君、副委員長に渡部憲君、以上のとおり決定いたしましたので報告いたします。

日程第9、喜多方地方広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

暫時、休議にします。（14時52分）

○議長　再開します。（14時55分）

喜多方地方広域市町村圏組合議会議員の選挙の立候補者は、議長のほか長谷沼清吉君1名であります。

したがって、長谷沼清吉君を喜多方地方広域市町村圏組合議会議員の選挙の当選人と

決定いたします。

ただいま、喜多方地方広域市町村圏組合議会議員に当選された長谷沼清吉君が議場におられます。本席から会議規則第 31 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。

ただいま、当選されました長谷沼清吉君に、当選のあいさつをお願いします。

13 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 ありがとうございます。先ほど述べたとおりであります。喜多方の広域、町はもちろん会津はひとつだと、そういう動きを正確にとらえながら議員活動してまいります。よろしくお願い申し上げます。

○議長 以上をもって、喜多方地方広域市町村圏組合議会議員の選挙は終了しました。暫時、休議にします。(14 時 57 分)

○議長 再開します。(14 時 59 分)

議会選出の監査委員選挙の立候補者は 1 名であります。

したがって、多賀剛君を選挙の当選人と決定いたします。

ただいま、監査委員に当選された多賀剛君が議場におられます。本席から会議規則第 31 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。

ただいま、当選されました多賀剛君に、当選のあいさつをお願いします。

7 番、多賀剛君。

○多賀剛 今ほどはありがとうございます。多賀剛でございます。今ほど申し上げましたけども、新井田監査委員のご指導を仰ぎながら、あと皆さまがたのご助言・ご協力を賜りながら、町民の財産、町の財政、しっかりと監査してまいりたいと思います。よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長 以上をもって、議会選出の監査委員選挙は終了しました。暫時、休議にします。(15 時 01 分)

○議長 再開します。(15 時 33 分)

日程第 10、付議事件名報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元にお配りの議会臨時会議案付議事件記載のとおりであります。

日程第 11、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由の説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 本日の町議会臨時会に提出いたしました案件は、町政が当面する重要な議案 3 件であります。以下、その議案の概要についてご説明を申し上げます。

まず、議案第 1 号、平成 23 年度西会津町一般会計補正予算（第 4 次）についてであります。1,310 万 2 千円を増額し、予算総額を 57 億 287 万 4 千円とするものであります。今次補正の主な内容といたしましては、去る 5 月 31 日に、総務省より事業採択の内示があった過疎地域等自立活性化推進交付金事業の「町まるごと 6 次産業化加工で元気なまちづくり事業」に係る所要の経費を新規に計上したほか、東日本大震災の被災者支援のうち、町営住宅入居者に係る居住環境整備に要する経費を計上したものであります。

以上の財源といたしましては、国県支出金、財政調整基金からの繰入金を充当することといたしました。

次に、議案第2号、西会津町ケーブルテレビ高度化第2期整備工事請負契約の変更契約について申し上げます。変更する主な内容であります。現在町ケーブルテレビでは、地上放送と衛星放送を合わせ、49チャンネルのデジタル放送を提供しておりますが、このうちCS番組の30チャンネルについては、衛生放送番組会社からの提供を受けて放送を行ってまいりました。しかし、これまで契約しておりました番組会社が配信を中止したため、別の会社と契約を締結しましたことから、新たな機器の設置が必要となり、これにより工事費の追加が必要となったところであります。

さらに伝送路であります。平成19年度に実施したルート調査に基づいて設計及び施工を行ってまいりましたが、下谷配水池へのルートの追加、あるいは電柱の共架や国道の占用条件の変更、さらに最近において加入者の解約等があったため、所要の経費を精査したところ工事費追加が必要となり、こうした理由などから工事請負金額を増額し変更契約を行うため、本議会の議決をお願いするものであります。

なお、6月議会定例会での審議の中で、ご指摘のありました工事材料の発注誤りにつきましては、事実関係を更に調査し、施工業者及び設計監理業者に対し厳重に注意を行ったうえで、適正化に向けた手直し工事を指示したところであります。

また、町といたしましては、監理監督体制の是正計画を定め、今後適正な監理に努めてまいり所存であります。このようなミスについては誠に遺憾であり、お詫びを申し上げます。今後、二度とこのようなことがないように、再発の防止に向けた対応と町職員及び関係業者への指導監督を徹底してまいりますので、議員各位のご理解をお願い申し上げます。

次に、議案第3号の人事案件についてであります。地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会議員から選任される監査委員について議会の同意を求めます。

以上、提出議案の概要についてご説明を申し上げましたが、十分なるご審議をいただき、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

○議長 日程第12、議案第1号、平成23年度西会津町一般会計補正予算（第4次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議案第1号、平成23年度西会津町一般会計補正予算（第4次）の調整について、ご説明を申し上げます。

今次の補正につきましては、総務省所管の企画提案型事業である過疎地域等自立活性化推進交付金事業が、本年5月31日に事業採択の内示がありましたことから、事業執行に必要な経費の計上と、東日本大震災の被災者支援のうち、町営住宅入居者にかかる居住環境整備に要する経費を計上するものであります。

これらの財源といたしましては、国及び県支出金を充当するほか、不足する部分につ

きましては、財政調整基金からの繰入金を充当することといたしました。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成 23 年度西会津町の一般会計補正予算（第 4 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 13,102 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 57 億 287 万 4 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

補正の内容であります。事項別明細書でご説明を申し上げます。4 ページをご覧いただきたいと思います。

まず歳入であります。13 款国庫支出金、2 項 8 目総務費国庫補助金 10,000 千円あります。これは、過疎地域等自立活性化推進交付金の新規計上であります。

14 款県支出金、1 項 1 目民生費県負担金 1,215 千円の増であります。東日本大震災にかかる被災者支援に充当するための災害救助費繰替支弁金であります。

17 款繰入金、2 項 1 目財政調整基金繰入金 1,887 千円の増であります。歳入歳出を調整した結果、不足する分を繰入れするものであります。

次に、5 ページをご覧ください。歳出であります。3 款民生費、3 項 1 目災害救助費 1,215 千円の追加計上であります。東日本大震災の被災者支援のうち、町営住宅入居にかかる居住環境整備に要する修繕料と備品購入費であります。

次に、6 款農林水産業費、1 項 3 目農業振興費 11,887 千円の追加であります。総務省所管の過疎地域等自立活性化推進交付金を活用しまして、農林産物加工開発事業を本町の新たな産業として育成するため、加工技術を高める研修会や加工を実践するための施設の改修と備品購入費、このほか、特産品開発や品質・市場調査の委託料などを計上しまして、加工品開発にかかる人材の育成と販路の開拓等について調査するものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

13 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　それでは、歳出の民生費の中でお尋ねをします。これは東日本大震災に関わる関連でありますが、これは町の受け入れ関係だけで予算化してあるなと思っているわけですが、予想外といいますか、いわゆる高速道路の無料化であります。これが会津の各自治体でバラバラだということで、西会津はどう取り組んでいるんだということをお聞かせました。そこで、この際だからお尋ねするわけですが、今までの予算の中で、これまで対処する分をとってあるのか。あるいは、とらなくても高速道路の利用ですか、その町としてできる、できないというものははっきりして、町民に説明していかないと非常に困難といいますか、議会に対する不信、町に対する不信感が増えてくるのではないかなと心配しておりますが、そのようなことをやろうとする場合には既存で予算であるのか、それとも今後更に補正で取り組んでやろうとしているかどうか

をお尋ねします。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 今回ちょっと直接予算とは関係ございませんが、高速道路の無料化ということで、ただいま質問をいただきました。実はこの高速道路の無料化については、国策でございまして、国土交通省が今回、被災をされたかた、そのかたのためにある一定期間において高速を利用した場合には、一応無料にする。また運送業者のかたについても一定期間について、無料にするという国策でございまして。

したがって、町がお金を支払う、お金が出るというものはございません。なお、この高速の無料化の関係でございまして、それを利用するためには、いわゆる罹災証明、被害が起きたということを証明する証明書と免許証を提示することにより、無料化されるというものであります。

本町の対応でございまして、本町、直接被災地ではございませんが、地震、震度5弱ということで、中には建物にひびが入ったり、そういう形で大きな被害はないものの小さな被害を受けたところではございます。その際には、町の事務といたしましては、こういう形で被害があったということには、写真等または現地等で証明できれば罹災の証明というものを提出しております。高速のほうでは、その罹災の証明書と免許証、それを見たうえで確かにそういうことが加味されているということがあれば、無料にするというものでありますので、これは国策でありまして、直接町が料金をお支払するというものはございません。

○長谷沼清吉 だからそれを具体的にしていく場合には役場へ申請をして、手続きをしていくというふうには私は聞いております。ですから、もし西会津がそれをするならば、その費用はきちんととってあるのか、ないのか、やらなければやらないでそれは町民の人に理解をしてもらわなくてはなりませんから、何らかの形でこの高速の利用の無料化については、町の意志をきちっと出さないと混乱をしてしまう、会津の町村でこれはまちまちなんです。やることに関しての抵抗感を感じている人もおられるのも確かですが、隣の町がやっていて西会津ができない理由は何だと聞かれた場合に、明確にわれわれも答えられないわけです。ですから、本当に一般質問的になってしまいますが、後は申し上げますが、町としての対応をきちっとして町民の理解を得る努力をしていかないといろいろなその問題が出てくるということだけを指摘しておきます。

○議長 7番、多賀剛君。

○多賀剛 私も1点ほどお尋ねをしますけども、この農林振興費の中でのこの需用費の修繕料238万2千円、これ加工施設の群岡中学校の加工施設の修繕料ということでしたっけ。これはですね、あそこは耐震化されていないんですが、これは加工施設として使っても特別問題ないものであるのか、それと後は将来的に耐震等の計画はあるのかどうか、その点を1点お尋ねいたします。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 現在、群岡中学校、健康運動教室とかいろんな利用しておりますので、建物の件については建設水道のほうと今ちょっと協議をしておりますが、この内容であれば概ね大丈夫であろうということで話をいただきましたので、なお今後もその点につ

いては確認をしながら事業を進めていきたいと考えております。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 5番のほうから質問をさせていただきます。学校の問題については、町が管理している部分なのか、それとも教育委員会が管理しているものなのか、そこら辺のところをはっきりしないとこの問題が解決できるのかどうか、この修繕料、何にか使われるか、ちょっと私も今、ちょっと感じた点でございますのでそこら辺をお尋ね申し上げたいと思います。

○議長 教育課長、大竹享君。

○教育課長 5番、猪俣議員のご質問にお答えいたします。現在、群岡中学校は中学校条例から外れて廃校施設という形になっておりますが、財産的には教育財産ということで現在教育委員会が管理している状況でございます。

○議長 他にありませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第1号、平成23年度西会津町一般会計補正予算(第4次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、平成23年度西会津町一般会計補正予算(第4次)は、原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第2号、西会津町ケーブルテレビ高度化第2期整備工事請負契約の変更契約についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 議案第2号、西会津町ケーブルテレビ高度化第2期整備工事請負契約の変更契約についてをご説明申し上げます。

併せて、議案第2号説明資料をご覧ください。

本工事につきましては、昨年9月議会定例会において請負契約のご議決をいただいたところでありまして、平成22年度と平成23年度の2カ年の債務負担行為によりまして鋭意工事を進めているところであります。それでは、議案の詳細についてご説明申し上げます。

議案第2号説明資料の1ページ目をご覧ください。

変更理由であります。1点目の光ケーブル幹線及び枝線の延長の変更についてであります。現在水道施設において、計器の情報については、NTT回線を使用し送信し

ております。それを小島浄水場で一括して管理しており、N T T回線使用料が年 260 万円程度発生しております。N T T回線を光ケーブルに変えることにより、この経費の節減を図るため、水道施設に伝送路を延長することによる追加と、N T T、東北電力及び国道の占用条件により、ルートの変更や共架柱の変更による伝送路延長の増、国道 49 号線情報ボックスを使用して伝送路を敷設していく計画でありましたが、占用の協議が決定いたしまして、情報ボックスの延長の現地精査をしたところ、情報ボックスの延長が増になったことによる伝送路延長の追加、光ケーブル分岐点について、平成 19 年度に実施したルート調査による図面上の計画でありまして、現地を調査の結果、光分岐点が道路幅員が狭く作業で通行止めになる箇所や、耕地の上に来てしまうと今後管理をしていくうえで不都合となることから、光分岐点を幅員の広い道路上等に変更することによる伝送路延長の追加、ケーブルテレビ加入者が解約したことによる伝送路延長の減によるものであります。

2 点目の衛星放送用機器の追加であります。ケーブルテレビでは現在、地上放送と衛星放送を合わせて 49 チャンネルのデジタル放送を提供しておりますが、このうち 30 チャンネルの C S 番組につきましては、これまで衛星放送番組会社ジャパンケーブルキャスト株式会社からの提供を受けて放送しておりました。しかし、この衛星放送番組会社が、衛星放送による番組提供を中止し、地上回線による番組提供とすることとしたため、年 500 万円程度の回線使用料が発生することになりました。このことにより、衛星による番組提供をする別会社日本デジタル配信株式会社から番組提供を受けることといたしましたが、この会社の通信衛星が平成 23 年 12 月に切り替わることに伴い、通信方式も変更となることから、これまで使用していた受信設備に新たな機器を追加しなければならない費用の追加であります。

3 点目、光ネットワーク設備の設定変更についてであります。現在同軸ケーブルでインターネットを接続していましたが、2 期整備工事完了後、同軸ケーブルから光ケーブルに変更となることから、各個人に割り当てる局社内アドレスについて、光回線に再設定し、光ネットワーク全体の再調整が必要となるための町政費用の追加であります。

4 点目のアナログ放送終了によるセンター設備の組み替えについてであります。アナログ放送が本年 7 月に終了する予定でありましたが、震災の影響によりまして、福島県の終了時期が延長となったため、アナログ放送とデジタル放送を並行して光ケーブルで送信しなければならなくなりましたが、アナログ放送終了時における関連設備の組み替え、調整費用の追加であります。

2 ページ目の光ケーブル幹線、枝線変更一覧及び 3 ページの伝送路変更概略図をご覧ください。

2 ページ目の光ケーブル幹線、枝線の変更一覧につきましては、3 ページの伝送路変更概略図での番号の地区での変更内容と変更数量を記載させていただきました。下段の事由別の表でございますが、N T T、東北電力、国道占用条件の変更による伝送路延長の増が 522 メートル、光分岐点変更に伴う伝送路延長増が 626 メートル、水道施設であります下谷配水池までの伝送路の延長増が 863 メートル、国道の情報ボックス精査による伝送路の延長増が 295 メートル、加入者解約による伝送路延長減が 1,840 メートル、合

計伝送路延長増が 465 メートルとなります。

3 ページの伝送路変更概略図であります、黄緑色の円で囲まれている部分が地区であります、わきに表示いたしております数値が各地区での距離でございます。

4 ページをご覧ください。

CS デジタル回線変更概略図であります。上段が当初設計でありまして、CS 放送につきましては地上回線 CS によりケーブルテレビ局社に配信されます。このことにより、地上回線の回線使用料が発生いたしますので、下段の変更設計のように衛星放送については、CS・BS とも衛星でケーブルテレビ局社に配信することにいたしました。しかし、この会社の通信衛星が平成 23 年 12 月に切り替わることに伴い、通信方式も変更となることから、これまで使用していた受信設備に新たな機器を追加するための追加工事が必要となったことによるものです。

工事請負契約の変更契約につきましては、前回締結いたしました仮契約を無効といたしまして、先ほど申し上げました理由により各事業を追加し、変更設計書を調製いたしまして、去る 7 月 4 日付けパナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社東北社社長松原信吾氏と 2,523 万 9,900 円の増額による請負金額 4 億 6,098 万 9,900 円とする変更工事請負仮契約書を締結いたしました。なお、これに伴って平成 23 年度支払限度額を 2 億 3,651 万 6,900 円に変更し、平成 24 年 3 月 15 日と定めております竣工期限には変更ありません。

これをもちまして説明を終わりますが、地方自治法第 96 条第 5 項、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決をお願いするものであります。よろしくご審議くださいまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

13 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　6 月議会で提出された資料から見れば、今回は本当に丁寧に説明されておりますので、まずは正しい情報は的確に議会に提出するということでもありますので、これからはこのようにしていただきたいと思っております。まずそれを申し上げてからお尋ねをいたします。

変更の事由がこうして書かっていますのでわかりました。光分岐点の位置変更による増であります、それは作業するとき等を考慮して道路の広いところとか、をおっしゃっていましたが、しかしその幹線そのものはそこを通っているわけですから、なぜその光分岐点の変更がこのメーターの増につながるのか、っていうのが理解できませんのでお願いをしたいと思います。

それから、下谷配水池っていうことですが、これをするによってどのような利点があるのか。利点があるからやるんでしょうが、なぜ下谷だけか。もっと町で経営している水道があるわけですから、例えば新郷だとか、小綱木だって奥川あるわけですが、それらには適用できないのか。

それと、4 番のアナログ放送終了の組み替えですが、これは今まで 7 月で終わるということになりました。それを延長なることによって、追加の工事をしなくちゃならないっ

てことですが、なぜ今までどおりの放送でするならば、追加工事が必要と私は思えないんですが、なぜ追加工事が必要なのか。その経費はいかほどか。

それから、1期工事ではこのような分岐点変更だとか、いろんな条件による路線の増というものは、私はなかったなと記憶しておりますが、第1期工事の場合もやはり同じように光ファイバーの延長があったのどうか。

それとこの前の資料によると、上野尻から白坂にかけて情報ボックスの配線ということで表示がされておりますが、今回はそれがなされておりましたが、これはどういうことなのか、説明をしていただきたいと思えます。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 まず第1点の分岐の変更ということでございますが、幹線から枝線に分岐するところがございますので、枝線は狭いような道路が多いもので、そこに作業車が1台停まってしまいますと枝線の分が通行止めになってしまうというようなことがございますので、枝線の道路のほうが止まってしまうということで、幹線の広いようなところに車が止められるというようなところで分岐をさせていただきたいということでございます。

それで枝線については、幹線から枝線は何箇所も出ている箇所があるもので、分岐のところはここから30メートルずらしたとすると、枝線が3本出ていますと枝線もここまで伸ばさなくてはならないもので、30メートルずらしても3本あれば30メートル掛ける3ということで、90メートル伸びるというようなことになるというようなことでございます。

それと、下谷地区だけしかやらないのかというようなことでございますが、これも全水道地区に当初の設計書には計上しておりましたが、下谷地区だけ漏れておりましたので、今回新たに計上させていただきたいというようなことでございます。なお、これの利点につきましては、NTTの今、回線使用料が260万円程度かかっております。これを光ケーブルに変えることにより、無料となります。だから、年間260万の経費の削減になるというようなことでございます。

それで取り壊しにつきましては、当初この取り壊しをみていなかったわけですが、今回この設計書の中に組み込むことができるというようなことでございますので、今回新たにアナログ放送の機器の取り外しとか、配線のし直し、あと調整分について今回新たに追加させていただきたいというようなことでございます。

情報ボックスにつきましては、49号の光ケーブルが入っている管をうちのほうで借りまして、それを使って、うちの光ケーブルを通すというような計画でございます。これにつきましては、上野尻の入り口から車トンネルを出まして川谷の集落まで行かなくてそのちょっと先までと、宝川からそのちょっと先から宝川までの分を情報ボックスとして利用するというような計画でございます。

1期工事につきましても、分岐点の変更というのはあったと記憶しております。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 そうすると水道に関しては、簡易水道も上水道も全て今の光ファイバーで管理といいますか、するということで理解をしいわけてですね。では、なぜ下谷だけ

ほろったのか。とこれ言いたいけどそれ言いません。

4番のアナログ放送が来年までできるというならば、何も今、何もしなくても来年の見られなくなった時点でやれば良いと思うんですが、これは最初から分かっていたことでしょう、アナログになるっていうのは。それは最初から設計に入ってなかったの。こういう追加工事をするっていうのは。不信義ではないの。

それからもう1回情報ボックスの件で、なぜ情報ボックスが必要でなくなったと、配線がしなくてもよくなったのか、それを改めてもう1回聞きます。

それから光分岐点の変更によるということは、必ずこういう分岐点を変更した場合には増になるということで、マイナスにはならないんですか。全ての分岐点は増になったわけですか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 まず水道施設の件でございますが、これは大変申し訳ありませんでしたが、下谷地区についてうちのほうで当初からこの2箇所については計上していなかったもので、大変申し訳ありませんが今回新たに追加させていただきたいというふうなことでございます。

あとアナログ放送につきましても、当初アナログ放送、アナログ機器につきましては、アナログ放送が終わった時点で別途に発注するかなというふうに計画しておりましたが、今回この設計の中で組み込まれるというようなことでございますので、今回新たに追加させていただきたいということでございます。

あと分岐につきましては、先ほど申し上げましたように、30メートルずれると枝線の分もその分にずれてくるということで、その分は増になります。多分、減になるということはないと思うんですが、分岐がこう動けばその分枝線も追随して動かなくてはならないもので増になるとう。ただ、電柱でございますので、斜めにもってくるとかっではできないもので、電柱を通してこう持ってこなくてはならないもので、分岐点をずらせば幹線と同じく枝線もそこまで変更になった分だけ伸ばさなければならないということで延長が増になるということでございます。

情報ボックスの増でございますが、情報ボックスって49号に光ケーブルが入っている空いている管があるもので、それをうちのほうで利用させていただくということで、今計画しているわけなんです、情報ボックスにつきましては49号の占用許可がおりないと情報ボックスの立ち入りというか、その線の確認ということができなかったことでありまして、占用許可が、当初みていたのが道路の延長で情報ボックスの延長をみてたわけなんです、実際情報ボックスのその光の管を実際精査いたしましたところ、国道では波を打つような格好で情報ボックスが入っておりました。それはなぜかといいますと、国道がもし道路が沈下した場合、その光ケーブルが切れないように余張を取るということで、波を打つような格好で情報ボックスが入っておりましたので、それによりまして延長が増になったというようなことでございます。

○議長 時間の延長をします。

13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 アナログ放送終了によるセンター設備の組み替えであります、今年の7

月終了の予定であったと、それはそれなりの計画を立ててやっていたでしょう。それが震災の影響によって、延長になったために何で新たに組み替えや調整が必要なの。今までどおりの用ができなくなるわけ。できなく、7月で終了する予定であったんでしょ。それが伸びたために何で関連設備の組み替えや調整が必要なのか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 アナログ放送終了に係る機器の組み替えにかかる費用につきましてのご質問にお答えします。

アナログ放送、7月で本当は終了だったわけです。福島県は3月31日まで延長されるというようなことをごさいます。7月で終わった段階では、当初の設計にはこの組み替え作業については計上しておりませんで、別個予算を計上しながら組み替え作業をやっていかなくちやならないというふうに考えていたところをごさいます。今月3月まで延長されるということをごさいますので、この設計の中で増額して、この工事の中でやっていただくことが最も効率的な作業になるだろうということ追加をさせていただいたことをごさいます。120万ほど費用がかかるものですから、できればこの事業の中で過疎債を活用して、この事業をやってしまいたいというふうに考えたところをごさいます。

○議長 7番、多賀剛君。

○多賀剛 私も確認の意味で1点だけお尋ねしますが、これ実は6月に私お尋ねした部分ですけれども、延長の工事に関しましては当初の設計どおりの仕様でやるというお話でありました。そういうことはですね、幹線に丸付いている1番、番号で言いますと1番・5番・6番・7番、この延長工事に関しては、当初の設計どおり22スクエアのSSDWのケーブルで工事はやるようになっているのでしょうか。その辺をちょっと1点お尋ねします。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 お答えいたします。SSDWケーブルにつきましては、幹線で利用しておりますので、幹線で伸びた分、延長になった分につきましては、SSDWの22のスクエアのもので施工いたします。

○議長 7番、多賀剛君。

○多賀剛 そうすると、この幹線の4つ合計727メートルに関しては、今言った22スクエアのSSDWのケーブルをやるという認識でよろしいですね。以上です。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 お答えします。幹線につきましては、全てがSSDW、全部使っているということではございません。その幹線の中にもSSDWではなくて普通の吊り線で吊って、ハンガーで吊るという箇所もございます。その幹線の中のSSDWについて設計でみておりますのは、22スクエアのそれを使用して施工いたします。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長　これから議案第2号、西会津町ケーブルテレビ高度化第2期整備工事請負契約の変更契約についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、西会津町ケーブルテレビ高度化第2期整備工事請負契約の変更契約については、原案のとおり可決されました。

資料配布のため、暫時休議にします。(16時21分)

○議長　再開します。(16時22分)

日程第14、議案第3号、監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、多賀剛君の退場を求めます。

本案についての説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長　議案第3号、監査委員の選任につき同意を求めることについてであります。議会選出の監査委員として、多賀剛議員を適任者として認め選任したいので、議会の同意をお願い申し上げる次第であります。よろしく願いいたします。

○議長　お諮りします。

本案については、質疑・討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑・討論は省略することに決しました。

これから、議案第3号、監査委員の選任つき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、監査委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

日程15、常任委員会の所管事務調査(管内)実施申出についてを議題とします。

各常任委員会より、それぞれの所管に係る事項の現況を把握するため、9月定例会前の閉会中、3日以内において所管事務調査を実施したい旨の申出があります。

お諮りします。

各常任委員会から申出のとおり、所管事務調査を実施することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会から申出のとおり、所管事務調査を実施することに決定いたしました。

加えて申し上げます。所管事務調査の結果は、9月議会定例会に報告をお願いいたします。

日程 16、議会運営委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会運営委員会より、お手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査申出があります。

お諮りします。

議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 17、議会広報特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会広報特別委員会より、お手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査申出があります。

お諮りします。

議会広報特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会広報特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

本臨時会に付議された事件は、以上をもって審議終了しました。

町長よりあいさつがあります。

町長、伊藤勝君。

○町長 閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、初議会ということでありまして、それぞれの任務そして委員会が決定をされました。いよいよこれから本格的な議会活動に入るわけでございます。今後、夏本番を迎えまして、ますます暑さが厳しくなってくると思われまます。議員各位には十分体調に留意されまして、町民の皆さんのために、そして町の住民生活の向上のために今後とも一層のご活躍をご祈念申し上げまして、閉会にあたりましてのごあいさつに代えさせていただきます。本当にご苦勞様でした。

○議長 これをもって、平成 23 年第 5 回西会津町議会臨時会を閉会します。(16 時 29 分)